

# <記載例> 委任状(代理人選任届)代筆用

令和 年 月

すべて代筆者(代理人以外の方)が記入してください。

(委任者)	住所	大田原市本町1-4-1	
	氏名	大田原 与一	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	6年4月1日
	電話番号	0287-23-8752	

拇印

私は、次の者を代理人と定め、下記の請求、申請、届出及び受領に関する権限を委任します。

(代理人)	住所	大田原市本町1-4-1	
	氏名	大田原 太郎	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和	1年4月1日

(委任事項)	・戸籍証明等交付申請 全部事項証明(謄本) 1通 個人事項証明(抄本) 通 附票 通 身分証明書 通 (婚姻)から(現在)まで 1セット	
	・住民票の写し等交付申請 謄本 1通 抄本 通 除票 通 記載事項証明書 通 ・住民異動届【転入・転出・転居・その他( )】 ※登録印鑑 ・その他( ) 通 ・印鑑登録申請(登録がすでにある場合、登録を廃止してから登録すること)	
使用目的・提出先	相続の手続きで大田原簡易裁判所へ提出	

捺印

(代筆者)	住所	大田原市湯津上5-1081	
	氏名	大田原 花子	
	代筆の理由	委任者大田原 与一が、高齢のため手が不自由で字が書けないため	

- ・代理人以外の方が、委任者の意思を確認して代筆してください。
- ・委任者の意思と代筆の了承を得た証明として、必ず委任者本人の拇印をお願いします。
- ・代筆者が、委任状の欄すべてを記入してください。
- ・代理人は、本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
- ・委任事項が印鑑登録申請の場合登録する印鑑を、廃止申請の場合廃止する印鑑を ※枠の中に押印してください。
- ・登録する印鑑は必ず窓口までお持ちください。
- ・偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料(住基法53条)及び罰金・懲役(刑法157条・159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。